

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年8月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900175号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年2月16日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和53年に正社員として入社し、昭和58年6月5日まで、途中で退職することなく、システム開発の技術職として継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む昭和53年から昭和58年6月5日までA社にシステム開発の技術職として継続して勤務していた旨主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によれば、請求者は、A社において、昭和53年8月1日に被保険者資格を取得し、昭和54年2月15日に離職、その後、同年4月1日に再度資格取得していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

また、請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、A社は昭和60年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後3度の合併を経た現在の事業所は、同社の後継事業所ではなく、請求者に係る資料は保存していない旨回答している。

さらに、請求期間にA社において、被保険者記録のある従業員47人に照会したところ、そのうち10人は請求者を知っていると回答しているものの、請求者の勤務期間及び請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことについては不明と回答している上、請求者も同社に係る給与明細書を保有していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、当該名簿に書き換え等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。